

## 那珂川町農業委員会会議録

平成22年7月5日、那珂川町農業委員会会長江頭大助は、平成22年度第4回農業委員会定例会を那珂川町役場第2別館2階大会議室に招集した。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について（1件）

議案第2号農用地利用集積計画の利用権設定について（2件）

報告第1号農地法第4条第1項第5号の規定による届出について（1件）

### 〈出席委員〉

1 番 三浦 猛	2 番 香月 芳祐	3 番 坂井 満
4 番 渡邊 利彦	6 番 坂井 康幸	7 番 後藤 靖雄
8 番 上野 信之	9 番 古屋 哲一	10 番 添田 嗣男
11 番 白水 善徳	12 番 結城 満義	13 番 若杉 優
14 番 高倉 司		

### 〈欠席委員〉

会長 江頭 大助 5 番 眞鍋 正次

### 〈事務局〉

結城 輝夫・福富 司・春崎 春美

開会 （午前9時30分）

事務局	本日は、会長が欠席しておりますので、会長職務代理者である副会長の白水委員のお願いいたします。
議 長	只今より第4回那珂川町農業委員会を開会いたします。 会議に先立ち本日の議事録署名委員の指名をいたします。 3番委員の坂井（満）委員と4番委員の渡邊委員にお願いいたします。それでは審議に入りたいと思います。 第1号議案より事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 この議案は、事務所移転に伴う転用の案件です。 県知事案で担当は5番委員です。 ここで本来なら担当の農業委員からの説明となりますが、本日欠席でありますので、事務局から説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
事務局	では、補足資料について説明。（P1） 転用目的は、事務所移転によるものです。 農地区分は、第2種農地に該当します。 中山間地域であり、農業公共投資の対象となっていない農地

	<p>であり、また農地の広がりも10ha以下であるため、第2種農地に該当すると思われます。</p> <p>次に一般基準についてですが、被害防除については計画書の添付があり、用排水処理についても、水利関係の承諾書の添付もあり、雨水処理はU字側溝を設置する計画があります。よって、許可条件を満たしていると思われます。</p> <p>なお、事務局にて現地確認を6月25日におこないました。</p>
議長	ただいまの説明について、質問・意見等はございますか。
委員	南畑地域はすべて第2種農地になるのか。
事務局	必ずではないです。 場所によっては第1種農地に該当する場合があります。
議長	ほかに質問はございませんか。
	質問・意見等なし。
議長	質問が無いようですので、賛否を取りたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。
	全員・挙手
議長	全員賛成により原案どおり許可いたします。 事務局より次の議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号</p> <p>「農用地利用集積計画について」</p> <p>この議案は、1番につきましては新規に貸借を設定するもので、水稻及び麦の作付けをおこないます。</p> <p>農業基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。</p>
議長	ただいまの説明について、質問・意見等はございますか。
	質問・意見等なし
議長	質問がないようですので、賛否を取りたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。
	全員・挙手
議長	全員賛成により原案どおり許可いたします。 事務局より次の議案の説明をお願いします。

事務局	(2番議案の当事者である坂井委員は退席願う) 2番 「農用地利用集積計画について」 この議案は、新規に貸借を設定するもので、ハウス野菜の栽培をおこないます。 農業基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。
議長	ただいまの説明について、質問・意見等はございますか。
委員	借賃の8万円は高いのではいか。
事務局	ハウスであるため、田の賃借料よりは高くなる。 10a当たり1万円は通常である。
議長	他に質問等がございませんか。
委員	質問・意見等なし
議長	質問がないようですので、賛否を取りたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。
	全員・挙手
議長	全員賛成により、原案どおり許可いたします。 (坂井委員に席に戻ってもらう) 以上で審議案件は終了しました。 次の議案は報告事項となります。 では、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号 「農地法第4条第1項第5号の規定による届出について」 5ページに1件です。 いずれも、内容につきましては記載のとおりでございます。 転用目的は駐車場です。添付書類も完備しておりましたが、現地確認をおこないましたところ、すでに整地されておりましたので、始末書の提出を願いました。 始末書提出後、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議長	ただいまの説明について、質問・意見等はございますか。
委員	通常は、許可が下りてからの整地になるのでは。

事務局	<p>そのとおりです。今回はすでに整地していたため始末書を提出してもらっている。</p> <p>また、農転許可後に法務局にて地目変更の手続きをおこない、登記簿の地目が変更できる。</p> <p>しかし、地目変更をしないため、相続のときに慌てるケースが多く見受けられる。</p>
委員	<p>地目変更をおこなってもらうための強制力はないのか。</p> <p>職権で変更できないのか。</p>
事務局	<p>強制力はない。また職権でも変更できない。</p> <p>転用後に農業委員会から申請者へ変更手続きをしてもらいよう連絡をするしかない。</p>
議長	他に質問はございませんか。
	質問・意見等なし
議長	<p>質問がないようですので、賛否を取りたいと思います。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	全員・挙手
議長	<p>全員賛成により、原案どおり承認いたします。</p> <p>報告事項は終わりました。</p> <p>次にその他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>その他について</p> <p>那珂川町農業振興地域整備事業促進協議会委員についてです。</p> <p>現在、農業委員会から5名がこの協議会の委員ですが、任期が平成22年7月31日をもって任期満了となります。そのため、次の委員の推薦をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、現在の5名の委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	異議なし
議長	<p>では、5名の委員の方よろしくお願いたします。</p> <p>本日の審議は、すべて終了しました。</p> <p>これをもちまして閉会します。</p> <p>(10時30分 閉会)</p>

---